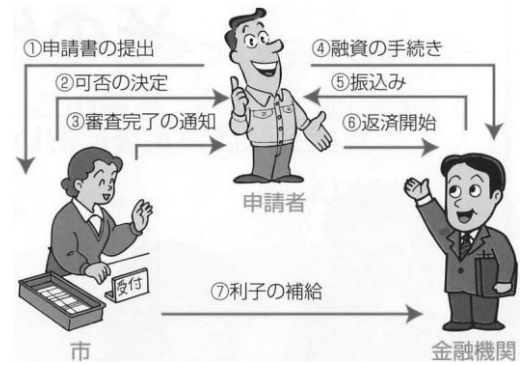


融資あっせん制度について

三次市では、既設の便所（くみ取り便所、単独浄化槽式便所）を改造するときに要する資金の融資をあっせんします。これは取扱金融機関から融資を受けていただき、その融資資金に対する利子を市が全額負担する制度です。

※ 新築家屋・法人所有家屋は利用できません。



■ 融資あっせん対象者

処理区域の告示の日から3年以内に既設の便所・排水設備の改造を含む公共下水道・農業集落排水、小型浄化槽設置整備事業及び整備浄化槽設置事業で設置した浄化槽への接続工事をされる場合で、次の要件を備えている方（法人を除く）です。

- ① 建物の所有者又は建物の所有者の同意を得た使用者
- ② 市内に居住し、独立の生計を営んでいる連帯保証人（1名）を有すること
- ③ 市税、下水道受益者負担金、下水道使用料を滞納していないこと（連帯保証人も同じ条件）
- ④ 取扱金融機関の融資条件に該当し、償還能力を有すること

■ 融資あっせん額

1 改造工事につき、100万円以内。

■ 申し込み

排水設備等計画確認申請と同時に申し込んでください。

○必要書類 申請人

- 申請書、承諾書
- 印鑑証明書
- 所得証明書 ※ または源泉徴収票
- 市税に滞納がないことの証明書 ※
- 改造工事見積書（原本）

連帯保証人

- 印鑑証明書

※公簿等によって確認できるときは省略することができます。

■ 融資の手続

工事完了検査合格後、申請人本人が取扱金融機関で融資手続きをしてください。（融資日は毎月1日と16日です。）

■ 償還について

月々の償還額は1万円以上で、60回以内の元金均等月賦償還です。償還は融資を受けた翌月から、毎月1日に口座振替での支払いとなります。

■ 取扱金融機関

もみじ銀行、中国銀行、中国労働金庫、広島みどり信用金庫、ひろしま農業協同組合、両備信用組合